

徳島県成長型M&A促進応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内中小・小規模企業者の生産性の向上や販路開拓、経営基盤の強化を図り、競争力を有する企業の創出を目的とし、成長戦略としてのM&Aを加速させるため、M&Aを実施した中小・小規模企業者に対し、予算の範囲内において、成長型M&A促進応援金（以下「応援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「応援金」とは、県が県以外の者に対して交付する応援金をいう。
- (2) 「交付対象事業」とは、応援金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 「交付対象事業者」とは、交付対象事業を行う者をいう。
- (4) 「大企業」とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当しない会社・個人で、事業を営む者をいう。
- (5) 「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者をいう。
- (6) 「小規模企業者」とは、中小企業基本法第2条に規定する小規模企業者をいう。
- (7) 「親族」とは、配偶者、6親等内の血族又は3親等内の姻族をいう。
- (8) 「同族関係者」とは、親族、親族が総株主又は総社員の議決権数の過半数を有する会社、その子会社又はその孫会社をいう。
- (9) 「M&A」とは、株式譲渡や事業譲渡等により、事業の全部又は一部を同族関係者以外の者が引き継ぐこと（従業員への引継ぎを除く。）をいう。
- (10) 「売り手」とは、事業の引継ぎにあたり事業を譲り渡す者をいう。
- (11) 「買い手」とは、事業の引継ぎにあたり事業を譲り受ける者をいう。
- (12) 「継続雇用者」とは、M&Aにより雇用を引き継がれる者のことをいう。（会社役員及び個人事業主を含む。）
- (13) 「最終契約」とは、売り手と買い手との間で、承継の対象や範囲、承継の対価（以下「成約価額」という。）、成約価額の支払条件、承継の実行条件、その他必要事項に関する契約であり、事業承継を目的としてこれらの内容を定めたものをいう。
- (14) 「最終契約書」とは、株式譲渡契約書または事業譲渡契約書並びにM&Aを証するその他の契約書のことをいう。
- (15) 「休眠会社」とは、会社法第472条第1項で定める株式会社であって、当該株式会社に関する登記が最後にあった日から12年を経過したものをいう。
- (16) 「みなし大企業」とは、次のアからウまでに該当するものをいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している事業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている

事業者

(売り手の要件)

第3条 本要綱において「売り手」とは、次に掲げる要件を全て満たし、徳島県内に主たる事業所を有する事業者とする。

- (1) 民事再生法又は会社更生法による申立てを行う等事業の継続性について不確実な状況が存在していないこと。
- (2) 個人事業者にあつては、事業主が破産手続開始決定を受けて復権を経していない者でないこと。
- (3) 休眠会社ではないこと。
- (4) 原則として最終契約の締結前までに、徳島県事業承継・引継ぎ支援センターに相談し、支援を受けていること。

(交付対象事業者)

第4条 交付対象事業者は、次に掲げる要件を全て満たす中小・小規模企業者（みなし大企業を除く。）とする。

- (1) 次の全ての要件を満たすM&Aを実施した買い手事業者であること。
 - ア 県内で引き継いだ事業を行うこと。
 - イ 売り手の継続雇用者を引き継ぎ、雇用すること。
 - ウ 売り手と同族関係者ではないこと。
 - エ 原則として最終契約の締結前までに、徳島県事業承継・引継ぎ支援センターへ買い手として登録し、最終契約の締結後、同センターに最終契約書の写しを提出すること。
 - (2) 県内に本社を置く法人又は県内に住所を有する個人であること。
 - (3) 徳島県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が適当でない判断した場合は、応援金の交付対象事業者とはしないものとする。

(応援金の不交付者要件)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、応援金を交付しない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 2 知事は、応援金の交付の申請をした者が前項各号のいずれかに該当するかどうかについて、必要に応じ徳島県警察本部長に照会することがある。

(応援金の金額等)

第6条 応援金の金額等については、別表第1のとおりとする。ただし、該当のM&Aに

つき、1回のみでの交付とする。

(応援金の交付の申請)

第7条 応援金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、応援金交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、別表第2に掲げる書類を添えて、知事に対し、知事が定める期日までに提出しなければならない。

2 申請者は、前項に規定する申請に当たって、誓約書(様式第3号)に掲げる宣誓事項に誓約しなければならない。

(応援金の交付の条件)

第8条 次の各号に掲げる事項は、応援金の交付の条件となる。ただし、応援金の交付の決定後に自然災害の発生並びに交付対象事業者の代表者の死去及び疾病発症その他のやむを得ない事情が生じたとき以後は、この限りでない。

- (1) 最終契約締結後1年間は、引き継いだ事業を県内で継続して行うこと。
- (2) 最終契約締結後1年以内に、継続雇用者に対し、会社都合の解雇や退職勧奨を行わないこと。
- (3) 前各号の条件を満たさなくなった場合は、状況報告書(様式第5号)により、知事に報告しなければならない。

(応援金の交付の決定等)

第9条 知事は、第7条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、応援金を交付すべきものと認めた場合は、交付を決定し、交付すべき額を確定させた上で、申請者に通知するものとし、応援金を交付しないものと認めた場合は、不交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、応援金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて応援金の交付の決定をすることができる。

(応援金の支払等)

第10条 交付対象事業者は、応援金の交付を受けようとするときは、前条の規定により応援金の交付の決定及び額の確定の通知を受けた後、請求書(様式第6号)に交付決定書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求書を受領した後に、応援金を支払うものとする。

(申請の取下げ)

第11条 応援金の交付の申請をした者は、第9条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る応援金の交付の決定の内容に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあった場合は、当該申請に係る応援金の交付の決定

及び額の確定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

- 第12条 知事は、応援金の交付の決定及び額の確定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じた場合は、応援金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又はその決定の内容を変更することがある。
- 2 知事は、応援金の交付の決定を取消しする場合は、当該交付対象事業者に対してその理由を示すものとする。
- 3 第9条第1項の規定は、第1項の規定による取消し又は変更をした場合について準用する。

(決定の取消し)

- 第13条 知事は、交付対象事業者が、応援金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、虚偽若しくはその他不正な手段により応援金の交付を受けていたことが判明したとき、第3条若しくは第4条に規定する要件に該当しないことが判明したとき又は第5条第1項各号のいずれかに該当することが判明したときは、応援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 2 第9条第1項の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(応援金の返還)

- 第14条 知事は、第12条及び前条の規定により、応援金の交付を取り消した場合において、交付対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に応援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第15条 交付対象事業者は、第13条第1項の規定による応援金の交付の決定の取消しに関し、応援金の返還を命ぜられた場合は、その命令に係る応援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該応援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた応援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた応援金の額に充てられたものとする。
- 3 交付対象事業者は、応援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた応援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

る。

- 5 第1項又は第3項の場合において、やむを得ない事情があると認められる場合は、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(報告等)

第16条 知事は、交付対象事業の適正な執行を図るため、交付対象事業者に対し、期限を定め、当該事業に関する報告若しくは関係書類の提出等を求めることができ、交付対象事業者は、その依頼に協力しなければならない。

(書類の保管等)

第17条 交付対象事業者は、当該交付対象事業に係る証拠書類を整理し、当該証拠書類を交付対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しておくなければならない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、応援金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年2月13日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付の決定がされた応援金については、なお従前の例による。

別表第 1（第 6 条関係）

区分	交付金額	交付要件
①一般枠	1 0 0 万円	売り手側の継続雇用者数が 1 人～ 5 人
②従業員加算枠	1 1 0 万円	売り手側の継続雇用者数が 6 人
	1 2 0 万円	売り手側の継続雇用者数が 7 人
	1 3 0 万円	売り手側の継続雇用者数が 8 人
	1 4 0 万円	売り手側の継続雇用者数が 9 人
	1 5 0 万円	売り手側の継続雇用者数が 1 0 人以上

別表第 2（第 7 条関係）

◎添付書類	
1	徳島県成長型 M & A 促進応援金に係る契約締結確認書（様式第 2 号）
2	誓約書（様式第 3 号）
3	継続雇用者名簿（様式第 4 号）
4	継続雇用者を示す拠証資料（雇用契約書、給与台帳等）の写し
5	最終契約書（株式譲渡契約書等）の写し
6	交付対象事業者の直近 1 期分の決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し（個人事業主の場合は確定申告書の写し）
7	交付対象事業者の履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は住民票）（申請日から 3 ヶ月以内に発行されたものに限る。）
8	振込先の支店名・口座番号等のわかる書類（通帳の写し等）